

天理市、天理大学及びトヨタユナイテッド奈良株式会社との
包括連携協力に関する協定書

天理市、天理大学及びトヨタユナイテッド奈良株式会社の三者（以下「三者」という。）は、次の内容について合意し、本協定を締結する。

（目的）

第1条 三者は、地方創生の推進と地域社会の発展に寄与することを目的として、相互に協力可能な分野において連携を推進する。

（連携協力事項）

第2条 前条を踏まえ、連携協力の内容は以下のとおりとする。

- （1） 教育・人材育成に関すること。
- （2） 雇用創出に関すること。
- （3） 防災・交通安全に関すること。
- （4） 地域の活性化に関すること。
- （5） スポーツ・文化振興に関すること。
- （6） 子育て支援・健康づくりに関すること。
- （7） その他地方創生に関すること。

（連絡調整）

第3条 三者は、前条の連携協力を円滑かつ効果的に進めるために、必要に応じ、連絡調整・協議し、具体的な取り組みの確認を行うものとする。

（守秘義務等）

- 第4条 三者は、本協定による業務の遂行により知り得た情報（以下「本件情報」という。）を、本協定の目的に必要な範囲を超えて使用してはならず、相手方の事前の承諾なく第三者に開示又は漏えいしてはならない。
- 2 本件情報が漏えいするおそれが生じることを知った場合は、直ちに漏えいの防止に努めるものとする。
- 3 各々が保有する個別企業の情報及び個人情報を本協定の目的のために使用する場合には、各々の責任において、事前に当該個別企業等から同意を得るなどの必要な手続を行うものとする。
- 4 本協定の有効期間満了後も、第1項の規定は、なお効力を有するものとする。

（情報等の返還等）

第5条 三者は、本協定に基づく事業の遂行により知り得た本件情報に関して返還の請求があった場合は、これを速やかに返還し、又は相手方の指示に従って処分するものとする。

（義務違反）

第6条 三者は、本協定上の義務違反があった場合は、相手方に報告するものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。ただし、協定の有効期間満了の日の30日前までに、三者いずれからも特段申し出がない場合は、有効期間満了の翌日から更に1年間有効とする。

（その他）

第8条 本協定に定めるもののほか、必要事項については、三者が協議し、決定するものとする。

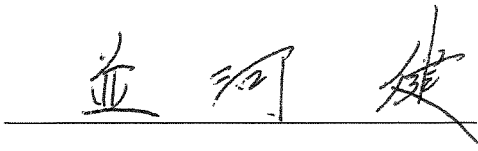
本協定を証するため、本書3通を作成し、三者がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年12月18日

奈良県天理市川原城町605番地

天理市

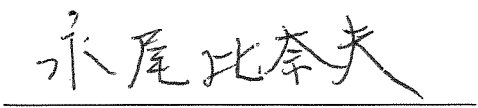
市長



奈良県天理市杣之内町1050番地

天理大学

学長



奈良県奈良市南京終町二丁目269番地

トヨタユナイテッド奈良株式会社

代表取締役社長

